

船舶事故調査報告書

平成30年11月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 操縦者死亡 |
| 発生日時 | 平成29年6月16日 16時50分ごろ |
| 発生場所 | 群馬県千代田町の利根川 赤岩三等三角点から真方位251° 1,770m付近 (概位 北緯36° 12.7′ 東経139° 25.4′) |
| 事故の概要 | 水上オートバイ ^{エイチケイ ツー} HK-IIは、利根川を航走中、操縦者が落水し、下流に流されて行方不明となり、後日、遺体で発見された。 |
| 事故調査の経過 | 平成29年6月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が死亡しているため、行わなかった。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 水上オートバイ HK-II、5トン未満 241-15365群馬、個人所有 2.33m (Lr) × 0.93m × 0.29m、FRP ガソリン機関、62.52kW、平成9年7月 |
| 乗組員等に関する情報 | 操縦者（ブラジル連邦共和国籍） 男性 31歳 操縦免許なし 同乗者（ブラジル連邦共和国籍） 男性 28歳 操縦免許なし |
| 死傷者等 | 死亡 1人（操縦者） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 5、視界 良好 川の状況：波高 約0.5m、水温 約19℃、気温 約21℃ |
| 事故の経過 | 本船は、本船の実質的な所有者であった同乗者と操縦者の間で本船を売買する話があり、操縦者が操縦性能等を試す目的で操縦して後ろに同乗者を乗せ、平成29年6月16日16時40分ごろ群馬県千代田町舞木の河川敷を発進し、その後、利根川の中州に向かって流れを横切るように南西進を始めた。 河川敷にいた友人は、16時50分ごろ赤岩三等三角点から真方位251° 1,770m付近で、操縦者が、風力5の東北東風が吹き、波高約0.5mの波がある状況下、中州の手前で上流方向に向かってハンドルを右に切った際、操縦者及び同乗者が身体のバランスを崩 |

| | |
|--|--|
| | <p>し、相次いで左側に落水したのを目撃した。</p> <p>友人は、付近で遊走中の他の水上オートバイに依頼して救助に向かい、同乗者は救助されたものの、同人を救助する間に操縦者は下流に流されて行方不明となり、警察、消防の捜索が行われ、その後、21日09時07分落水地点から約5km下流の埼玉県行田市須加の利根川において、操縦者は発見され、死亡が確認された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p> |
| その他の事項 | <p>操縦者と同乗者は、本事故当日15時00分ごろ友人4人（いずれもブラジル連邦共和国籍）と舞木の河川敷に集まっていた。</p> <p>本船は、ブラジル連邦共和国籍者間で、所有者移転の登録がされない状態で転売されており、本事故当時、同乗者が本船の実質的な所有者となっていた。</p> <p>本船は、平成22年9月8日の中間検査以降、検査を受けていなかった。</p> <p>本船は、機関の始動に時間が掛かり、航走を始めたのが16時40分ごろであった。</p> <p>操縦者がハンドルバーを握って座席の前部に乗り、同乗者が右手を操縦者の腹部に回し、左手で後部のグリップハンドルを握った姿勢で操縦者の後方に乗っていた。</p> <p>操縦者と同乗者は救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>操縦者の死因は、司法解剖の結果、落水後、短時間のうちに河川水を吸引したことによる窒息（溺水）と検案された。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析 | <p>あり</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>操縦者の死因は、溺水であった。</p> <p>操縦者は、落水して溺死したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、特殊小型船舶操縦免許を受けていなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、利根川を航走中、救命胴衣を着用していなかった操縦者が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊小型船舶操縦士免許を受けていない者は、水上オートバイを操縦しないこと。 ・水上オートバイに乗船する際は、転落に備えて救命胴衣を着用すること。 ・所有者が移転した際には登録手続きを行い、船体は、定期検査・中 |

| | |
|--|--|
| | <p>間検査を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水上オートバイには、救命胴衣、小型船舶用信号紅炎（条件によっては不要又は携帯電話の代替可）及び係船索を備えること。 |
|--|--|

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用